

## 一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部賛助会員運用細則

平成 21 年 5 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この運用細則は、社団法人日本建築構造技術者協会東北支部（以下「JSCA 東北支部」という。）の賛助会員（以下「支部賛助会員」という。）および支部賛助会費（以下「会費」という。）に関して、必要事項を定めることを目的とする。

(会員)

第 2 条 支部賛助会員は下記の種別とする。

一 法人および個人を対象とする支部賛助法人会員

二 団体を対象とする支部賛助団体会員

2. 支部賛助法人会員に関することは本運用細則で定める。

3. 支部賛助団体会員に関することは、別途社団法人日本建築構造技術者協会東北支部賛助団体会員運用細則で定める。

4. 支部賛助団体会員である団体に所属する法人または個人が、支部賛助法人会員となることは構わない。

(入会)

第 3 条 JSCA 東北支部規程第 4 条、および会員入会活動に協力することに賛同し、同第 3 条第 2 項の支部賛助会員として入会しようとする法人、個人または団体は、別に定める入会申込書により、支部長に申し込まなければならない。

2. 入会は、支部役員会においてその可否を決定し、支部長が申込者に通知するものとする。

(会費)

第 4 条 支部賛助法人会員の年会費は 10,000 円とする。

2. 支部賛助法人会員は、年会費を毎年度のはじめに全納しなければならない。

3. 入会を認められた支部賛助法人会員は、1 か月以内に会費を納入しなければならない。

4. 年度途中に入会する者の当該年度会費は、四半期単位の計算による。

(会員の資格喪失)

第 5 条 支部賛助法人会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

一 退会したとき

二 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき

三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は支部賛助法人会員である法人が消滅したとき

四 2 年以上会費を滞納したとき

五 除名されたとき

(退会)

第 6 条 支部賛助法人会員は別に定める退会願いを支部長に提出し、支部役員会において

その可否を決定し、支部長が当該支部賛助法人会員に通知するものとする。ただし、退会のときに未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。

(除名)

第7条 支部賛助法人会員が下記の各号の一に該当するときには、支部役員会において3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。このとき、その支部賛助法人会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 J S C A 東北支部規程または本運用細則に違反したとき
- 二 J S C A 東北支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費およびその他の抛出金品は返還しない。

(支部賛助法人会員の特典)

第9条 支部賛助法人会員は次の特典を受けることができる。ただし、活動や権利は社団法人日本建築構造技術者協会定款および J S C A 東北支部規程などにより定める範囲とする。

- 一 J S C A 東北支部が主催する技術交流会、委員会、後援会、講習会、見学会などの行事への参加ができる。
- 二 J S C A 東北支部主催の講習会などで、東北支部会員を対象とした商品や工法などの P R の機会を提供する。ただし、原則として複数の同業者である支部賛助法人会員が同時に P R することとし、それに要する費用は当該支部賛助法人会員らの負担とする。
- 三 支部賛助法人会員が主催し、東北支部会員を対象とした講習会などを開催することができる。ただし、原則として複数の同業者である支部賛助法人会員が同時に主催することとし、それに要する費用は当該支部賛助法人会員らの負担とする。
- 四 東北支部会員名簿の配布を受けることができる。ただし、名簿掲載と配布を了承した支部会員のみ名簿とする。
- 五 東北支部会員への優先的な営業機会の提供をする。ただし、対象会員は前項と同じとする。
- 六 支部賛助法人会員の会社案内や名刺などに「J S C A 東北支部賛助会員」の名称記載をすることができる。ただし、事前に J S C A 東北支部役員会の了承を得るものとする。
- 七 J S C A 東北支部ホームページの閲覧ができる。
- 八 J S C A 東北支部ホームページの支部賛助会員ページに支部賛助会員の名称を掲載することができる。
- 九 J S C A 東北支部ホームページから支部賛助法人会員の会社ホームページなどへのリンクをすることができる。ただし、有料とする。
- 十 J S C A 東北支部ホームページでバナー広告の掲載をすることができる。ただし有

料とする。

(補足)

第10条 この運用細則に定めるもののほか、支部賛助会員の運営に必要な事項があるときは、支部役員会の議決を経て支部長が別途定める。

第11条 この運用細則の改訂は、支部役員会の議決を経て定める。

付則

1. この運用細則は平成21年5月22日から施行する。

2. この運用細則の一部を改訂し、令和元年6月7日から施行する。